

小川富也税理士事務所だより



/cam/shouhizei/jigousya/

この他の国の相談窓口

国税庁「軽減税率制度の内容
に関する相談」

・消費税軽減税率電話相談セ
ンター(軽減コールセンター)
0570-030-456(ナ
ビダイヤル)

0570-030-456(ナ
ビダイヤル)

消費税引上げに関する 特設サイトを開設

中小企業庁は内閣府政府広報室が運営する政府広報オ

ラインに、消費税率引上げに
関する特設サイトを設けた。

軽減税率制度への対応や消
費税の価格転嫁対策、価格設
定に関するガイドラインなど
をわかりやすく説明してい
る。

事業引継ぎ支援センター
引き継ぎ件数が過去最高
全国の事業引継ぎ支援セン

ターニーは、平成30年度実績を取
りまとめた。相談件数が前年
度比34・6%増となる1万1
477社、事業引継ぎ件数は
同34・4%増となる923件
で、いずれも過去最多となっ
た。

今は、後継者不在による
譲渡希望だけでなく、「同業
他社を譲受して人材不足を補
いたい」「事業を拡大して商
流ニーズを確保したい」と
いった譲受希望のほか、従業
員への承継に関する相談も多
く寄せられている。

平成23年度の事業引継ぎ支
援センター開設以来の累計
で、相談件数は36、992

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

01件となつた。

3大疾病に備え 休暇を積み立て

半導体商社のK社は、が
ん・脳卒中、心筋梗塞の3大
疾病に備えるため、「積み立
て休暇制度」を導入した。

3大疾病は手術や治療で長
期間休む必要があり、復職後
も治療により休みを多く取る
必要がある。仕事と治療の両
立の困難さから離職につなが
ることもある少くない」とか

ら、3大疾病に備え、年5日
に付与したうえで、最大20日
分の休暇を積み立てられるよ
うにした。

20日分を積み立てておけ
ば、土日などと合わせると約
1ヶ月の連続した休暇が取れ
ることになり、通常の有給を
消化しないでも手術などに対
応できる。新制度を通じて社
員が働きやすい仕組みを整え
るよう定められている。

例外として、決済時の
金額からポイント分をそ
の場で差し引いたり、銀
行口座にポイント分相当
額を与えてたりする対応も
認められている。

ポイント還元制度



小売店や飲食店は、ポイ
ント還元制度に参加す
る事業者の決済システム
を導入する必要がある。
還元方法は、クレジット
カードやQRコード決済
のポイントとして付与す
るよう定められている。
例外として、決済時の
金額からポイント分をそ
の場で差し引いたり、銀
行口座にポイント分相当
額を与えてたりする対応も
認められている。

4

4



消費税引き上げに伴う 転嫁拒否等の禁止事項

消費税転嫁対策特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率引き上げに際し、円滑かつ適正な転嫁ができるよう、中小企業をサポートするために制定された法律です。消費税の転嫁拒否等の行為の禁止や消費税に関するような形での安売り宣伝や広告を行うことが禁止されています。そこで今回は同法で禁じている主な事項について取り上げます。

■消費税の転嫁拒否や転嫁を阻害する行為の禁止

- ①減額・買いたたき
- ②自社商品・サービスの購入強制、不当な利益提供の強制
- ③税抜価格での交渉拒否
- ④報復行為

消費税の転嫁拒否等の行為

- ①減額・買いたたき
- ②自社商品・サービスの購入強制、不当な利益提供の強制
- ③税抜価格での交渉拒否
- ④報復行為

宣伝・広告に関する規制

「消費税還元セール」など
消費税と直接関連した
宣伝・広告は禁止

たり、納入業者の従業員を自社に派遣するよう依頼したりする。
③本体価格での交渉の拒否
・商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格（消費税を含まない価格）を用いる旨の申出を拒むこと

④報復行為

・特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

公正取引委員会や中小企業庁などでは、買いたたき等の転嫁拒否行為を早期に発見し是正するため、相談窓口などを設置しています。違反行為が認められた事業者に対しては、転嫁拒否行為に係る不利益の回復など、必要な改善措置を行うよう、指導しています。

また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、公正取引委員会が勧告を行い、あわせて事業者名等を公表しています。

■宣伝・広告表示に関する規制
「消費税分を値引き」「増税分ポイント還元」など、消費税に関連して安売りを行う宣伝や広告が禁止されています。

- ①減額・買いたたき
- ②商品又は役務の対価の額を通常支に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ③商品又は役務の対価の額を通常支に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ④商品購入、役務利用又は利益提供の要請
- ⑤消費税の転嫁に応じることと引き換えに商品を購入させ、又は役務を利用されること
- ⑥消費税の転嫁に応じることと引き換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ⑦納入業者にイベントのチケットを購入させたり、自社のサービスの利用を要請したり、協賛金を募つ

【主な事例】

- ・電化製品の販売・設置等を行うA

社は、ポスティングチラシにおいて、「消費税大還元祭」、「消費税を当社で負担いたします!」等の表示を行っていた。

・宿泊業を営むB社は、ウェブサイト上において、「消費税は気にしない! 増税分プラスアルファの割引プランです」等の表示を行っていた。
・雑貨の製造販売を営むC社は、ウェブサイト上において、「消費増税をぶつ飛ばせ! ポイント8倍!! 実質消費税8%カットキヤンペーン 実質増税分8%カットでお得です! 当店商品購入で「ポイント8倍」」の表示を行っていた。
・宿泊業を営むD社は、「消費税との関連がはつきりしないもの」の秋の生活応援セール、秋の大特価セール
たまたま消費税率の引き上げ幅と一致するもの
・2%値下げ、2%ポイント還元
消費者庁などでは、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行った事業者に対して、是正措置を講ずるよう、迅速に指導を行っています。また、重大な違反行為が認められた場合は、消費者庁が勧告を行い、あわせて、違反事業者名等を公表することとなります。

経営

企業版ふるさと納税 控除割合、寄附額の6割に

内閣府が税制改正要望

自治体に寄附した企業が優遇を受けられる「企業版ふるさと納税」について、内閣府は、税額控除の割合を現在の寄附額の3割から6割に拡大することを盛り込んだ税制改正要望をまとめました。本年度までとなつて、制度の期限を5年程度延長する方針です。そこで今回は、「企業版ふるさと納税」の概要と改正の動向について取り上げます。

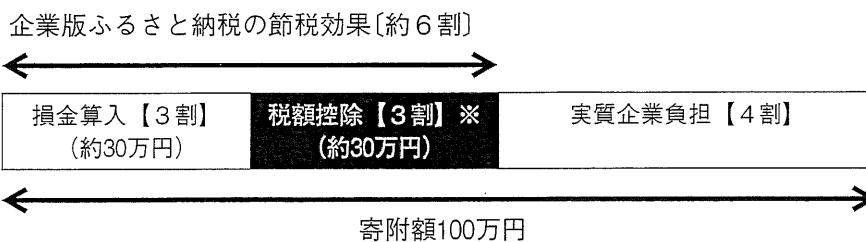
企業版ふるさと納税は、2016年に創設された制度で、正式名称を「地方創生応援税制」といいます。地方自治体が企画する地方創生プロジェクトを企業が寄附という形で支援するものです。自ら納税する自治体を選択できるという意味で「納税」という名前がついていますが、実際には都道府県、市区町村への寄附です。寄附をしたらその地方の特産品等がもらえる制度と思われる方も多いかと思います。ところが、企業版ふるさと納税制度では、原則として寄附を受けた地方公共団体が寄附を行った法人に対して特産品を送ることや補助金を交付すること、その他経済的利益の供与を行うことは禁止されています。このため、名称は似ています。「個人向けふるさと納税」と

は全く異なる制度であることに注意する必要があります。

現行制度では、内閣府が認定した自治体の事業に企業が寄附すると、損金参入措置による約3割の税額控除効果に加え、寄附額の3割が税額控除されます。合計で寄附額の約6割分の税負担が軽くなり、実質の企業負担は約4割で済みます。

例えば、100万円を企業版ふるさと納税として寄附すると、損金算入と税額控除により、実際の企業負担は40万円になります。

【事例】100万円を寄附した場合のイメージ



※税額控除の内容

- ①法人住民税〔寄附金の2割を税額控除（法人税割額の20%が上限）〕
- ②法人税〔法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）〕
- ③法人事業税〔寄附額の1割を控除（法人事業税額の20%が上限）〕

取りまとめに向けて調整しています。

寄附の対象も広げます。企業版ふるさと納税は、内閣府の認定を受けた事業に寄附する仕組みですが、予算など詳細が決まった後でないと企

業は申請できません。20年度からは詳細が固まる前でも申請を受け付けられるようにし、企業側の都合に合わせて申請できるようになる方針です。また19年度までの时限措置を24年度まで5年間延長する方針です。

■企業版ふるさと納税の注意

企業版ふるさと納税では、企業と地方公共団体との癒着を避けるために、寄附の代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。経済的な利益とは、例えば地方自治体から企業へ「寄附の見返りとして補助金を支払う」「有利な利率で貸し付けを行う」などが該当します。つまり、企業版ふるさと納税では返礼品などを受け取ることはできません。

また、個人向けふるさと納税とは異なり、どの地方自治体に寄附しても税額控除の対象になるわけではありません。寄附をする対象は内閣府に認可された地域創生事業のみと限定されています。寄附金額の下限も10万円と定められているため、10万円未満の寄附金は対象外となります。また、本社が所在する自治体は対象外となります。例えば○○県△△市に本社が所在する場合、○○県△△△△市への寄附は対象外です。東京都23特別区など財政力の高い自治体への寄附も対象外となっています。



◆平成31年度税制改正◆

一時的出国でも口座保有が可

企業活動のグローバル化の進展を背景に、平成31年度(2019年度)税制改正において、NISA口座保有者が海外転勤等で一時的に出国する場合も、引き続きNISA口座での保有を可能とする見直しが行われました。

改正前は、居住者等が海外転勤等により一時的に出国する場合、既にNISA(一般NISA、つみたてNISA)口座で保有している株式や投資信託等は課税口座に払い出されてしまうことになっていました。また、帰国後においても、いったん課税口座に払い出された株式等は、NISA口座に戻すことはできず、NISA口座に戻すことはできませんでした。

継続適用届出書の提出

今回の改正により、海外転勤等で一時的に出国する場合、出国する前日までにNISA口座を開設していける金融機関に対して、会社からの転任命令その他これに準ずるやむを得ない事由により、NISA口座を保有する場合も、引き続きNISA口座で保有を可能とする見直しが行われました。

ない事由により出国する旨、引き続き非課税措置の適用を受ける旨、帰国後は再びそのNISA口座において株式等の受入れを行う旨などを記載した「継続適用届出書」を提出すれば、引き続きNISA口座を利用することが可能となります。

しかし、一時的に出国した場合においても引き続きNISA口座で保有ができるのは最長5年までで、出国して海外で暮らす間は新規買付けはできません。

帰国届出書の提出

なお、帰国の際には「帰国届出書」の提出が必要になります。継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに、当該金融機関に対して、帰国届出書を提出しなければ、同日において非課税口座廃止届出書を提出したものとみなされますので注意が必要です。

適用時期

この改正は、平成31年(2019年)4月1日以後に出国をする居住者等について適用されます。

10月の税務と労務

一税務

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- ★8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- ★2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日

一労務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…10月31日

自社の強みとは何か?

「自社の独自の強み」は何かと聞かれても、すぐに回答できないとしたら、それこそが売れない最大の理由かもしません。顧客は、購買決定までに少なくなく1回は迷うといわれます。その迷いを乗り越えて、購買を決定し、発注(契約)しています。新商品や新サービスで、顧客が1件だけだったとして必ずあるはずです。▼顧客も、その1件の顧客が選んだ理由が必ずあるはずです。顧客は他にも選択肢があるにも関わらず、なぜ自社の商品・サービス

を選択してくれたのか、という具体的な選択理由こそが「独自の強み」なのです。▼顧客アンケートを実施した企業では、例えば、「他社と違つて、○○だから／△△だつたから」など、自分達では気づかなかつた意外な独自の強みを発見することもあります。それをきちんと把握し、見込客(特に新規の見込客)に對して、会つた瞬間に、自社の独自の強みを伝える。これが、営業力強化につながる第一歩ではないでしょうか。